お知らせインデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物を
お知らせします

お知らせ

第76回 人権週間 12月4日(水)～10日(火)

問住民課住民班
☎(84)1214
千葉地方法務局匝瑳支局
☎(72)0334

12月10日は、国連で世界人権宣言が採択された「人権デー」です。

◎あなたの人権は守られていますか。

◎他人の人権を侵していませんか。

この機会に、「人権」について考えましょう。

人権問題に関すること、困りごとや心配ごと、子どものいじめの問題などの悩みごとがある方は、人権擁護委員や法務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

人権相談を知っていますか?

町では、人権問題で悩んでいる方のために、人権相談を開設しています。

とき 毎月第2・4火曜日
午後1時30分～4時

ところ 第2火曜日 文化会館
第4火曜日 町民会館

※P18をご覧ください。

"食品ロス"していませんか

問産業課経済班
☎(84)1215

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本における令和4年度の「食品ロス」発生量はおよそ472万トン

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(480万トン)とほぼ同等に相当します。また、食品ロスを国民1人当たりに換算すると、「お茶碗1杯分の食べ物」が毎日捨てられていることになります。「もったいない」と思いませんか?

家庭で発生する3つの食品ロス

●食べ残し
食卓にのぼった食品で、食べきれずに廃棄されたもの

●直接廃棄
賞味期限切れなどにより、使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

●過剰除去
厚くむきすぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

食品ロスを減らすためにできることの基本

買い物時に「**買いすぎない**」、料理を作る際に「**作りすぎない**」、外食時に「**注文しすぎない**」、そして「**食べきる**」ことが重要です。

食品の期限表示(賞味期限・消費期限)を正しく知りましょう

賞味期限とは
食品をおいしく食べることができる期限です。賞味期限を過ぎた食品は、直ちに食品衛生上問題が生じるものではありませんので、煮たり焼いたり、十分加熱するなど調理方法を工夫してみましょう。

消費期限とは
消費期限を過ぎたものは、食べない方がよい食品です。
消費できる量を購入して、期限内に食べきりましょう。

※いずれも未開封の状態で、食品に記載されているとおりに保存した場合の期限です。一度開封した食品は、期限にかかわらず早めに食べきりましょう。

冬の交通安全運動 12月10日(火)～19日(木)

●目的
交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行います。

●スローガン
飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

●運動重点
①飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
②夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
③自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

問環境防災課防災班 ☎84-1216